

市第 115 号議案

横浜市土地利用審査会条例の一部改正

横浜市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

横浜市土地利用審査会条例（昭和49年12月横浜市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第44条の規定に基づく同法第12条第6項又は第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の過半数をもって決する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市土地利用審査会の運営に関する規定の整備を図るため、横浜市土地利用審査会条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市土地利用審査会条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（会議）

第 5 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第 44 条の規定に基づ  
く同法第 12 条第 6 項又は第 13 項（同条第 15 項において準用する場  
合を含む。）の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又  
はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の過半数をもって決  
する。